

STOP!

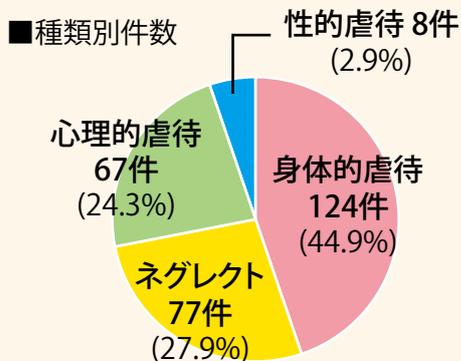
児童虐待

11月は児童虐待防止推進月間です。
子どもたちの笑顔を守るためには、
虐待の未然防止・早期発見が重要です。

本市における
虐待の状況
平成28年度に
受け付けた虐待相談件数

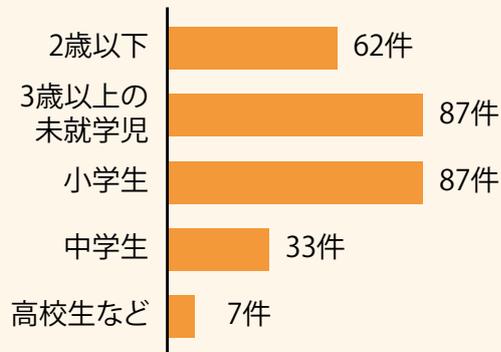
276件

[前年度比 14.5%増]



「育児放棄」「育児怠慢」などともいわれるネグレクトは、全国・県ともに3番目に多くなっていますが、本市では2番目に多くなっています。

■被虐待児の年齢別件数



小学生までの子どもが、
全体の約85%を占めています。

身体的虐待



- ・殴る
- ・蹴る
- ・叩く
- ・投げ落とす
- ・激しく揺さぶる

など

ネグレクト



- ・食事を与えない
- ・家に閉じ込める
- ・ひどく不潔にする
- ・重い病気を放置する

など

心理的虐待



- ・言葉で脅す
 - ・無視する
 - ・きょうだい間で差別する
 - ・子どもの前で家族に暴力を振るう
- (DV:ドメスティック・バイオレンス)

など

性的虐待



- ・性的行為を行う
- ・性的行為を見せる
- ・ポルノグラフィの被写体にする

など

あなたのひと声が子どもを救います

「虐待かも」と思ったらすぐに電話を



周りにこんな子どもはいませんか。

- ・不自然な傷やあざがある
- ・いつも汚れた同じ服を着ている
- ・大人を極端に恐れる
- ・家に帰りたがらない

これらは虐待のサインかもしれません。

異変に気付いたら、迷わず通告や相談をお願いします。

354-8276

(家庭児童相談室)

または

189

(児童相談所全国共通ダイヤル)

※通告者の秘密は守られます